

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成22年7月8日(2010.7.8)

【公開番号】特開2008-295842(P2008-295842A)

【公開日】平成20年12月11日(2008.12.11)

【年通号数】公開・登録公報2008-049

【出願番号】特願2007-146400(P2007-146400)

【国際特許分類】

A 6 3 F 5/04 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 5/04 5 1 2 C

A 6 3 F 5/04 5 1 2 Z

【手続補正書】

【提出日】平成22年5月24日(2010.5.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技機前方に開放された筐体と、

遊技に際し絵柄を変動表示する絵柄表示装置をユニット本体に搭載した表示ユニットとを備え、

前記表示ユニットが前記筐体内に着脱自在に設けられた遊技機であって、

前記筐体の背面部の内側に筐体側コネクタを設け、

前記ユニット本体において前記筐体の背面部に対向する部位に、前記表示ユニットの前記筐体内への装着完了に伴い前記筐体側コネクタに結合されるユニット側コネクタを設け、

前記筐体側コネクタ及び前記ユニット側コネクタの少なくともいずれかを可動コネクタとしてコネクタ支持部材により移動可能な状態で支持し、

前記コネクタ支持部材によって、前記可動コネクタにおけるコネクタ結合方向への移動を制限し且つ同コネクタ結合方向に対して直交する方向への移動を同コネクタ支持部材との間に形成された空隙の範囲内で可能としたことを特徴とする遊技機。

【請求項2】

前記可動コネクタ及びそれを支持する前記コネクタ支持部材のいずれか一方に設けられ、前記コネクタの結合方向に延びる軸部と、

前記可動コネクタ及び前記コネクタ支持部材の他方に前記軸部を挿通可能に設けられ、前記軸部の外形寸法よりも大きな開口を有する開口部とを備え、

前記軸部と前記開口部との間に前記可動コネクタの移動可能範囲として前記空隙が形成されるように構成したことを特徴とする請求項1に記載の遊技機。

【請求項3】

前記軸部及び前記開口部について、前記コネクタ支持部材側に設けられた一方に対して前記可動コネクタ側に設けられた他方が鉛直方向に移動可能となる全範囲のうち、その鉛直方向に移動可能な可動コネクタ側部位が同可動コネクタの自重により最低位となる最低位位置を含む鉛直方向所定範囲において、前記可動コネクタ側部位が水平方向に移動可能となる範囲を前記最低位位置に近づくほど小さくしたことを特徴とする請求項2に記載の

遊技機。

【請求項4】

前記筐体側コネクタ及び前記ユニット側コネクタの一方を可動コネクタ、他方を固定コネクタとし、

当該固定コネクタ側に、前記ユニット本体の筐体への装着に伴い前記可動コネクタの結合位置への移動を誘導する誘導部材を設け、

前記誘導部材を、少なくとも前記固定コネクタの下側において、対向する前記可動コネクタに向かって同固定コネクタから突出するように構成したことを特徴とする請求項1乃至請求項3のいずれか1つに記載の遊技機。

【請求項5】

前記可動コネクタにおいてその結合先端側と反対側の少なくとも一部が、同可動コネクタが取り付けられる前記筐体の背面部、又は同じく同可動コネクタが取り付けられる前記ユニット本体の背板部に当接するように構成したことを特徴とする請求項1乃至請求項4のいずれか1つに記載の遊技機。